

【愛国心】と【宗教的情操の涵養】
を明記し、【不当な支配】を削除して

子供達を健全に育む新しい

教育基本法

を早急に成立させよう！

安倍総理はアメリカから押しつけられた「教育基本法」の改正に取り組むとともに、内閣に「教育再生会議」を設置しました。安倍氏が今日までの教育問題・教科書問題にかけてきた情熱を考えると、私たちとしてもその手腕に大いに期待したいと思います。

しかし、教育基本法は、単に「成立すればよし」というものではなく、政府案には、少なくとも三つの問題点が明らかとなっています。即ち 1-「愛国心」の明記 2-「不当な支配」の削除 3-「宗教的情操の涵養の明記」がその三点ですが、この条文が修正されないまま成立となった場合、結果として教育現場には多くの問題点が残されることになることは間違いありません。

したがって私たちは、今臨時国会において、「教育基本法」については最低でも上記三点の修正を行った上で成立させることを期さなければならないと考えます。

去る9月21日、東京地裁で、「国旗・国歌問題」に関し東京都教育委員会の通達等を違憲とするとしてもない判決が出され、各方面から多くの批判が出されていますが、この判決の根拠として、「教育基本法第10条1項」（不当な支配）が使われていることを見ると、誤って解釈されるこの条文の削除は今次法改正に際して何としても実現しなければなりません。そうしなければ、公教育が混乱している現状を改善することができないという認識を強く持って取り組んでいきたいと思ひます。

【新しい歴史教科書をつくる会東京支部】

2006/12/2

